

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2006～2009

課題番号：18203001

研究課題名（和文）藩法史料のデータベース展開と近世法史研究の新機軸

研究課題名（英文）Development of database of historical documents in clans and new study of legal history in Japanese pre modern

研究代表者

林 紀昭 (HAYASHI NORIAKI)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：40024971

研究成果の概要（和文）：近世諸藩の裁判史料の所在状況の調査を行い、その結果所在が判明したものから、秋田、荘内、福岡、和歌山、姫路、鳥取、津山、久留米、萩、宇和島等の諸藩の刑事裁判史料をデジタル撮影し、収集した。またそれらの一部についてはホームページ上で公開できる準備を整えた。また、収集した史料のうち、丹後田辺藩および対馬藩の刑事裁判史料については、翻刻作業を進め、史料集の刊行が可能な状態にした。

研究成果の概要（英文）：We researched whereabouts of criminal documents of several clans. And we took digital pictures of AKITA, SYONAI, FUKUOKA, WAKAYAMA, HIMEJI, TOTTORI, TSUYAMA, KURUME, HAGI, and UWAJIMA clans' criminal documents. We prepared to disclose a part of those digital pictures in our homepage. We decoded criminal documents of TANGO-TANABE and TSUSHIMA clan, and prepared to publish source books.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	7,900,000	2,370,000	10,270,000
2007年度	5,800,000	1,740,000	7,540,000
2008年度	3,900,000	1,170,000	5,070,000
2009年度	3,300,000	990,000	4,290,000
年度			
総計	20,900,000	6,270,000	27,170,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：自分仕置、藩法・御定書系刑法典、明清律系法典、大名支配、他領追放刑、刑事判例集、幕藩法

## 1. 研究開始当初の背景

平成11年度～平成14年度にかけて、研究代表者は分担者17名とともに「データベースの構築に向けた藩法史料の総合的研究」と題し科学研究費補助金（基盤研究（A）

（1）・課題番号11302001）で藩法史料の探索・校訂・デジタル化を通じてデータベースの構築に取り組んできた。本研究はその成果を踏まえて一層の研究の展開を図るものである。

近時の藩法研究では、日本は明治維新以降急速に近代法典を制定し、実施することに成功したが、実際には近世幕藩法制の中で既に近代的法実践と類似した施策がとられていたことを強調する向きが強い。封建制の下にありながら、近代と類似する法的安定性・妥当性の確保を目指す動きを検出しようとする藩法研究の動向は、上記課題研究参加者の成果の中にも認められ、今後の日本近世法史研究はおろか、日本近世史研究にも重要な刺激を与えよう。

そのうち幕府法制史料はまだ比較的良好な状態で保存されているが、日本全土の3/4の地域を支配していた藩の法制史料は、維新段階や第2次大戦の戦乱、その後の経済的混乱をうけて、専門職員が配置されている諸施設の保管史料以外は、史料の性格も明らかにされないまま放置された。虫食い等によって滅失の危機にある史料も前回の調査で散見された。また原本は良好でも昭和30年代活発に撮影されたマイクロフィルムは劣化現象が出現しており、新たな保存対策が必要になっている。前回の調査に洩れた諸藩の調査を続行し、主要な史料について本研究は電子媒体（CD・DVD）による保存を図り、貴重な文化遺産を後代に伝える意図を持つ。

## 2. 研究の目的

本研究は、全国的に藩法史料の所在状況の調査を続行し、採集した主要な藩法史料について全文検索機能を付加した解読史料の画像化の方策を目指し、日本近世法研究の展開を図るだけでなく近代法研究にも問題提起を行うことを目的としている。前回は4年計画で取り組み、大小260に及ぶ藩のうち31藩の原史料と地方史刊行物の現況を報告すると共に、盛岡・熊本・対馬・宇和島・山口各藩のデジタルデータ化を実行、藩法研究会（中部）ホームページにアップロードしたが、残された藩について参加者全員の努力により史料所在の状況把握を終えるよう取り組む。そして研究会を通じて重要史料と判断された史料の電子媒体保存を続行すると共に、前回の取り組みでは盛岡藩を除き実現出来なかった採集史料の解読作業を強化し、出版化を図る。出版化に当たっては、本研究によりデジタル化された文字データが版下作成から印刷にも対応可能なデータベースとなる。

## 3. 研究の方法

### （1）

4年間のなかで、前回の折りには必ずしも充分に行えなかった九州地方・中部北陸地方・関東地方・東北地方の史料悉皆調査を重点的に行う。このために全員を別記および下記役割分担に示したように分けて史料の所在状況の調査を行う。特に史料の性格内容・分量・時代・所蔵者・既に活字化されているか、またコピー或いはマイクロフィルムの有無を各藩について調査し、データベース化の必要と判断される史料はその解読作業を前回は続き再開することを基本とする。

### （2）

調査状況の報告・発見した史料の価値判断

等のために、特に問題となる史料の所在地で合宿研究会を開催する。

(3)

前回の調査により多量の史料画像が集積できたが、多くの研究者が大学運営のため多忙状態であり、データベース化の前提となる史料の解読・入力が遅れている。このため丹後田辺藩『刑罪筋日記抜書』・対馬藩『罰責』・四国諸藩藩法史料の解読・入力作業に一方の重点を置き、大学院生をはじめとした研究協力者の助力を仰ぐ。可能ならば、盛岡藩に続く『近世刑事史料集』の続巻の刊行を図る。

(4)

本補助金によって今回取得した史料については、調査した史料所在リストを整理してコンピューター入力する一方、デジタルカメラで撮影した史料を画像データとして保存し、データの整理作業後は、当面は研究代表者、研究分担者、連携研究者間で共同利用するホームページ上にアップロードできるよう手配を行い、著作権の問題などをクリアして全研究者に公開する基盤を構築する準備を進める。

このため設備備品費として、既に前回2台のコンピューターを申請購入し、史料画像の処理作業および保管、WEBページへのアップロードをコンピューターを設置した名城大学に集中させた。

この作業のため、前回購入コンピューターの陳腐化およびその後の性能向上に対応し、あわせて前年度以来各研究者が収集・処理した画像および入力した文字データを蓄積し、また相互に交換、さらに広く研究者にインターネット経由で公開するためのコンピューターを準備する。

(5)

本研究の課題たるデータベース利用により総合的比較藩法研究の論文集の刊行に取

り組み、4年間の研究成果を学界に問う。

4. 研究成果

(1)

今回は、刑事裁判史料を中心に、前回科研費採択時に調査が及ばなかった地域の史料残存状況を調査し、その結果発見されたものをデジタル撮影した。

その結果、以下の藩の刑事裁判資料画像を取得することができた。

(佐賀藩)

「科人帳」、「口書」他22種7689コマ

(福岡藩)

「爵」「御構記録」他4種110コマ

(対馬藩(田代領))

「賞罰之部」192コマ

(鳥取藩)

「因伯御追放人帳」「御咎之部」「御刑罰之部」他49種6101コマ

(久留米藩)

「郡中刑罰抄」他7種811コマ

(秋田藩)

「刑罰式」「刑罰並犯罪人取扱方に付伺」他8種589コマ

(鶴岡藩(荘内藩))

「政府」「諸類例集」他29種3301コマ

(津山藩)

「断獄定書」「断奕例鈔」「折獄例鈔」他1247コマ

(熊本藩)

「詐偽」「盜賊」他7種13485コマ

とりわけ、鳥取藩の刑事裁判史料については、鳥取県立博物館所蔵の大部分の史料を撮影することができた。取得した画像は現在補正処理中であるが、済み次第、研究代表者・研究分担者・連携研究者・研究協力者が分担して翻刻作業に取りかかる予定である。また、同藩については同館に家老をはじめとする各役所・役職の日記が残存している。今回取得

した刑事裁判史料に記載されている一件ごとの事件と、それに対応する時期の役所・役職日記に記載されている行政記録を付き合わせるにより、犯罪事件そのものの内容や、当時の刑事裁判の背景がより具体的に明らかにできるものと思われる。現在計画中の論文集（後述（3））において、その成果の一端を明らかにする予定である。

また、同藩の調査により得られた知見は、同様に調査した他の藩の分析においても応用可能なものである。4年間を通じ、調査、撮影対象を刑事裁判記録そのものに絞ったが、すでに公になっているものを含め、行政記録（とりわけ役所・役職ごとの日記記録）との照合により、刑事裁判をより深く分析する足がかりが得られた。

なお、熊本藩については、山中至（研究分担者）を中心として、熊本大学付属図書館内の永青文庫史料の一部を撮影した。1万コマを越える膨大なものであるが、刑事裁判史料のみに限っても、全体のごく一部しか撮影できていない。ただ、上述したように、同藩に残る豊富な行政記録と照合することによって大きな研究成果が期待できる。翻刻および公開については、永青文庫および熊本大学と協議しつつ検討する。

## （2）

また前回の科研費補助金により取得した諸史料のうち、丹後田辺藩「刑罪筋日記抜書」および対馬藩「罰責」は第一次的な翻刻作業が完了し、盛岡藩に続く『近世刑事史料集』シリーズの刊行に向けて校正作業を進めた。2010年秋の刊行助成申請に向けて準備中である。

ただし、対馬藩「罰責」は、前回刊行した『近世刑事史料集1 盛岡藩』と同一の体裁とした場合、6000頁を超える分量となり、分冊せざるをえない。そのためどのような形で

成果を公にするかについてデジタルデータそのものの公開も含め現在検討している。

## （3）

2007年2月に刊行助成を得て論文集『大名権力の法と裁判』を刊行することができた。4年間の研究代表者・研究分担者・連携研究者・研究協力者の活動を発表するために、2冊目の論文集を企画しており、まとめ次第、こちらも刊行助成の申請を検討する。今回の研究で得られた研究視角（前述（1））にもとづき、多様な史料を駆使した研究成果を発表する予定である。

## （4）

上述したように、4年間の研究により、データベース展開の基礎となるデータ収集およびその公開の準備ができたと考えるが、他方で以下のような課題が残った。

① データベース展開により複数の藩の刑事政策を比較する（比較藩法史）というコンセプトで共同研究を計画したが、その面における成果は、今後の課題とせざるを得なかった。上述（1）で述べたように、鳥取藩について豊富に残存する行政記録を活用しながら、一つの藩の中での刑事裁判記録の分析を深化する方向性を見いだすことができたというのが、今回の大きな収穫であるが、それと同時に、構築したデータベースを活用し、地域横断的な刑事裁判記録の分析を進めていくことが課題として残った。

② 史料収集の過程で、新たに発見した史料が多数あったが、それらの全てを撮影することはできなかった。その原因としては、上述したように近年の研究者の多忙、減少、高齢化により、撮影・翻刻作業に十分な労力を使うことができないということもあるが、今回の研究においては専門業者による撮影依頼のための費用を十

分に確保したにもかかわらず、所蔵機関の協力を得ることができず、史料の所在を確認しながら、撮影に至らなかった場合もあり、まことに残念であった。史資料のデジタル撮影に対する所蔵機関側の理解が以前に比べて格段に進んだことを実感しているが、特に刑事裁判史料については、歴史資料とはいえ、プライバシーとの関係で公開に慎重になる嫌いもある。研究の意義をより分かりやすくアピールするなど、所蔵機関の理解を得る努力が今後も必要である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計9件)

- ①高木侃、《資料》徳川時代後期家族法関係史料(十)——縁切寺満徳寺資料館および高木侃所蔵・松本藩「和順願」一、専修法学論集、査読無、2009、107巻、1-39
- ②高塩博、奥殿藩佐久領における「敲」の刑罰、國學院法学、査読無、46巻1号、2008、63-84
- ③神崎直美、監憲録・浜松告稟録 一史料翻刻(4・完)一、城西経済・経営紀要、査読無、26巻、2008、1-40
- ④神崎直美、日向国延岡藩内藤充真院の好奇心(1)、城西経済学会誌、査読無、26巻、2008、1-40
- ⑤守屋浩光、盛岡藩における内済一盛岡藩刑事判例集を題材として一、東北学院大学東北文化研究所紀要、査読無、39巻、2007、49-57
- ⑥神崎直美、監憲録・浜松告稟録 一史料翻刻(3)、城西経済・経営紀要、査読無、25巻1号、2007、33-66

- ⑦谷口昭、盛岡藩「刑罪」考、名城法学、査読無、56巻2号、2006、1-50
- ⑧井ヶ田良治、近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成 一丹後田辺牧野家領の公事出入を例として一、同志社法学、査読無、58巻1号、2006、1-29
- ⑨守屋浩光、天保期盛岡藩における「贖金」事件について、東北学院大学東北文化研究所紀要、査読無、38号、2006、88-94

[図書] (計5件)

- ①紀州藩牢番頭家文書編纂会編、清文堂、城下町牢番頭仲間の生活、2009、566
- ②谷口昭、思文閣出版、公家と武家IV 官僚制と封建制の比較文明的考察、2008、206-228
- ③坂本忠久、創文社、近世都市社会の「訴訟」と行政、2007、304
- ④藩法研究会編、創文社、大名権力の法と裁判、2007、412
- ⑤林由紀子、思文閣出版、[補訂]和歌山藩の服忌書について、東海地域文化研究——その歴史と文化——、2006、233-270

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

林 紀昭 (HAYASHI NORIAKI)  
関西学院大学・法学部・教授  
研究者番号：40024971

### (2) 研究分担者

井ヶ田 良治 (IGETA RYOUJI)  
同志社大学・名誉教授  
研究者番号：90066093  
(H19→H20：連携研究者)  
鎌田 浩 (KAMATA HIROSHI)  
専修大学・名誉教授  
研究者番号：90039941  
(H19→H20：連携研究者)  
小林 宏 (KOBAYASHI HIROSHI)

國學院大學・名誉教授

研究者番号：60052106

(H19→H20：連携研究者)

橋本 久 (HASHIMOTO HISASHI)

大阪経済法科大学・法学部・教授

研究者番号：70067916

(H19→H20：連携研究者)

高木 侃 (TAKAGI TADASHI)

専修大学・法学部・教授

研究者番号：40099198

谷口 昭 (TANIGUCHI AKIRA)

名城大学・法学部・教授

研究者番号：20025159

藤原 明久 (FUJIWARA AKIHISA)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：40030621

高塩 博 (TAKASHIO HIROSHI)

國學院大學・法学部・教授

研究者番号：40236211

神保 文夫 (JINBO FUMIO)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：20162828

(H19→H20：連携研究者)

山田 勉 (YAMADA TSUTOMU)

神戸女子大学・文学部・教授

研究者番号：20300337

(H19→H20：連携研究者)

牧田 勲 (MAKITA ISAO)

摂南大学・法学部・教授

研究者番号：90209403

(H19→H20：連携研究者)

山中 至 (YAMANAKA ITARU)

熊本大学・法曹養成研究科・教授

研究者番号：90167718

坂本 忠久 (SAKAMOTO TADAHISA)

千葉大学・法経学部・教授

研究者番号：60241971

(H19→H20：連携研究者)

安竹 貴彦 (YASUTAKE TAKAHIKO)

大阪市立大学・法学研究科・教授

研究者番号：20244626

神崎 直美 (KANZAKI NAOMI)

城西大学・経済学部・講師

研究者番号：30348172

守屋 浩光 (MORIYA HIROMITSU)

奈良産業大学・ビジネス学部・教授

研究者番号：00330530

(3)連携研究者

( )

研究者番号：